

## 申請例

### 例1 国民健康保険被保険者A、Bが大分市から津久見市へ転入した場合

世帯主 A	医 療	大分市国保	津久見市国保
	介 護	大分市介護	津久見市介護
世帯員 B	医 療	大分市国保	津久見市国保
	介 護	大分市介護	津久見市介護

大分市から自己負担額証明書(医療、介護)をもらって、津久見市健康推進課国保年金班で申請を行う。

### 例2 A、Bが被用者保険から津久見市国保に加入した場合

世帯主 A	医 療	被用者保険	津久見市国保
	介 護	津久見市介護	
世帯員 B	医 療	被用者保険	津久見市国保
	介 護	津久見市介護	

被用者保険から自己負担額証明書(医療)をもらって、津久見市健康推進課国保年金班で申請を行う。



#### 【問い合わせ先】

健康推進課 国保年金班

82 - 4111

(内線136、137)

介護保険班

82 - 9533

計算期間内に医療保険の変更がなかった世帯で、高額介護合算療養費の該当世帯(国民健康保険、後期高齢者医療制度のみ)に申請勧奨通知を送付します(10月以降)ので、申請勧奨通知が届きましたら申請を行ってください。

計算期間内に、転出、転入、被保険者の死亡、健康保険の変更、後期高齢者医療制度への加入、世帯分離、世帯合併等があった場合は、左記の問い合わせ先でご相談ください。

## 「高額療養費特別支給金」のお知らせ

75歳になられた方は、その誕生月には「誕生日前の医療保険制度(国保・健保等)」と「誕生日以後の後期高齢者医療制度」の2つの制度に加入されていましたが、それぞれの制度で一定額を超えて医療費をお支払いされていた場合、他の月に比べて世帯としての負担が増加することがありました。しかし、平成21年1月以降は誕生月のそれぞれの制度における自己負担の限度額を半分にする措置が講じられ、負担が増加することはなくなりました。

そこで、平成20年4月から平成20年12月までに75歳になられた方に対しても、誕生月の自己負担限度額を半分にし、それを超える医療費をお支払いされていた場合、その差額を「高額療養費特別支給金」として支給いたします。

支給対象世帯(国民健康保険) 支給対象者(後期高齢者医療制度)へは、申請案内通知をお送りしますので(後期高齢者医療制度は通知済) 申請案内が届きましたら、申請を行ってください。75歳の誕生日前の医療保険が国保以外の方は、それぞれの医療保険者へお問い合わせください。

問い合わせ先 / 健康推進課国保年金班 82 - 4111 内線136

